

曾爾村農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、新しい生活様式への移行が求められる中、村内の農業等関係者の所得向上及び村で生産された農産物等の販路拡大を図ることを目的とし、農業者等のインターネットにおけるECサイトを活用した農産物等の販売に要する経費の一部を補助する曾爾村農産物等インターネット販売促進事業補助金（以下「補助金」という。）を農業者等に交付することに関し、曾爾村補助金交付規則（平成12年6月村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において農産物等とは、村内で生産された農産物及び特用林産物並びにこれらを主たる原材料（日本農林規格表記上で原材料と判断できる物に限る。）とした加工品とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、インターネットを活用した農産物等の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第2項に規定する通信販売であって、特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年経済産業省省令第89号）第2条第2号に規定する情報処理の用に供する機器を利用する方法をいう。）に係る事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

2 前項に掲げるもののほか、インターネットにおけるECサイトを活用して農産物等の通信販売を行う際の送料を第5条のとおり支援するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、第2条に定める農産物等の生産者、若しくは第2条に定める農産物等を取りまとめ前条の規定により通信販売する事業者であって、下記第1号、第2号のいずれかに該当し、第3号以下の要件を満たす者であること。

- (1) 個人にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をしている者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本村の住民基本台帳に登録され在住している者とする。
- (2) 法人にあつては、主たる事務所を村内に有し、法人登記が村内にされている法人とする。
- (3) 村税その他村に対する債務の滞納がない者とする。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(5) その他村長が適切であると判断できる者であること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率は次のとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。

(1) 補助対象事業のうち、宅配事業者等を活用することにより発送する配送料とする。

(2) 補助率は、3分の2以内とし、10円未満は切り捨てするものとする。

(3) 配送料は、1個口の配送につき800円を上限とする。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第4条の申請書の様式は、様式第1号による。

2 前項に定めるもののほか、次各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 積算根拠資料（ECサイト料金表等）

(2) 個人の申請にあっては、所得税法第229条に規定する開業届出書の写し及び住民票抄本（全部事項省略）

(3) 法人の申請者にあつては、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(4) 村税の納税証明書（令和2年度分）

3 前項の提出期限は令和3年5月20日までとし、提出期限以降の申請については予算の範囲において随時受け付けるものとする。

(補助金交付の決定)

第7条 規則第5条第1項の規定により、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、補助の指令（第4号様式）をするものとする。

2 規則第5条第1項の規定により適正であるか等を調査し、補助金を交付すべきでないと認められたときは、様式第2号のとおりとする。

(事業変更等の承認)

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更するとき又は補助対象事業を中止若しくは廃止するときは、曾爾村農産物等インターネット販売促進事業計画（中止・廃止）申請書（様式第3号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の承認をしたときは、曾爾村農産物等インターネット販売促進事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第9条 規則第11条第1項及び同項第1号から第3号までの報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 販売した農産物等の品目、取引日時及び配送料の額が確認できる書類

(2) その他村長が必要と認める書類

(3) 規則第11条第4号の補助金交付請求書（第11号様式）

3 前項に定める書類は、令和4年2月末日までに報告しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 規則第12条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書(第12号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の取消し)

第11条 村長は、第7条又は第10条の規定により交付決定又は交付額確定をした補助金の全部または一部を取り消すときは、曾爾村農産物等インターネット販売促進事業補助金交付決定(兼交付額確定)取り消し通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 村長は、規則第13条の規定により補助金の返還をさせる必要があるものについては、補助金返還命令書(第13号様式)により当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にして帳簿等の証拠書類を整理し、かつ、補助金の交付を受けた会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。